

令和5年9月27日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

| | | |
|------|--|----|
| I | 新たな総合計画骨子(案)について…………… | 1 |
| II | 「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2020-22年度評価報告書(案)」について…………… | 6 |
| III | 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について…………… | 9 |
| IV | 神奈川県環境基本計画の改定素案について…………… | 11 |
| V | 神奈川県地球温暖化対策計画の改定素案について…………… | 18 |
| VI | 「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」の一部改正について…………… | 26 |
| VII | 神奈川県循環型社会づくり計画の改定素案について…………… | 28 |
| VIII | 神奈川県災害廃棄物処理計画の改定素案について…………… | 34 |
| IX | 神奈川県海岸漂着物対策地域計画の改定素案について…………… | 38 |
| X | かながわ生物多様性計画の改定素案について…………… | 44 |
| XI | 神奈川県立のビジターセンターの指定管理者の募集について…………… | 49 |
| XII | 神奈川県漁港管理条例の一部改正について…………… | 53 |

I 新たな総合計画骨子（案）について

1 趣旨

- ・ 2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、神奈川の高齢者数と高齢化率は共にピークを迎え、さらには神奈川の総人口は900万人を下回り、これまで見据えてきた課題がより一層鮮明化していくことが予測される。将来の不確実性が高まる中、社会に潜在する課題をあらかじめ浮き彫りにしていくことが重要である。そのためにも、できる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有する必要がある。
- ・ こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025年よりもさらに先を見据えて「基本構想」を見直すとともに、政策を着実に実行するための新たな「実施計画」を策定することとし、新たな総合計画骨子（案）を作成した。

2 経緯

- ・ 令和5年7月「新たな総合計画の策定基本方針」を策定した。
- ・ 令和5年7月12日から8月15日まで、新たな総合計画に対する意見募集等を行った。
- ・ 令和5年8月30日に開催した神奈川県総合計画審議会で、新たな総合計画骨子（案）について審議し、了承された。

3 「基本構想」骨子（案）の概要

本計画は、神奈川県自治基本条例第20条に規定する「総合計画」として、県政運営の総合的・基本的指針を示すもの。なお、「基本目標」及び「政策の基本方向」は、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例により県議会の議決対象となっている。

(1) 計画の構成

| |
|---------|
| 策定に当たって |
|---------|

| |
|----------------|
| 第1章 基本目標（議決対象） |
|----------------|

| |
|--------|
| 1 目標年次 |
|--------|

| |
|-------------|
| 2040（令和22）年 |
|-------------|

| |
|--------|
| 2 基本理念 |
|--------|

| |
|----------------------|
| 「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する |
|----------------------|

3 神奈川の将来像

- (1) 誰もが安心してくらせる やさしい神奈川
- (2) 誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川
- (3) 変化に対応し 持続的に発展する神奈川

第2章 政策の基本方向（議決対象）

1 政策展開の基本的視点

- (1) 将来に希望の持てる社会をつくります
- (2) 国内外から選ばれ、持続的に発展する都市をつくります
- (3) 地球規模の課題に対して役割を果たします
- (4) 誰もが自分らしく生きられる社会をつくります
- (5) 安全・安心で持続可能な社会をつくります
- (6) 多様な担い手との協働・連携を強化します
- (7) 市町村との協調・連携のもと、広域自治体の責任と役割を果たします

2 政策分野別の基本方向

- ・ 子ども・若者・教育
- ・ 健康・福祉
- ・ 産業・労働
- ・ 環境・エネルギー
- ・ 共生・県民生活
- ・ 危機管理・くらしの安心
- ・ 県土・まちづくり

3 地域づくりの基本方向

- (1) 基本的考え方
- (2) 地域政策圏
 - ・ 川崎・横浜地域圏
 - ・ 三浦半島地域圏
 - ・ 県央地域圏
 - ・ 湘南地域圏
 - ・ 県西地域圏

第3章 基本構想の見直し

4 「実施計画」骨子（案）の概要

県の重点施策を分野横断的に取りまとめ、ねらいや具体的な取組などを示す「プロジェクト」、県の政策の全体像を総合的・包括的に示す「主要施策」などで構成する。

(1) 計画期間

2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間

(2) 計画の構成

1 策定に当たって

2 めざすべき4年後の姿

「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」

3 プロジェクト

テーマⅠ 希望の持てる神奈川

P J 1 子ども・若者

～子ども・若者が明るい未来を描けるかながわ～

P J 2 教育

～変化の激しい社会に適応できる柔軟で自立した人材の育成～

P J 3 未病・健康長寿

～未病改善や医療・介護の充実による生き生きとくらす社会～

P J 4 文化・スポーツ

～心身ともに健康で豊かな生活と活力ある地域社会～

P J 5 観光・地域活性化

～かながわの地域資源を生かした魅力的な地域づくり～

テーマⅡ 持続的に発展する神奈川

P J 6 経済・労働

～県内産業の活性化と多様な人材の活躍促進～

P J 7 農林水産

～地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現～

P J 8 脱炭素・環境

～未来のいのちや環境を守る脱炭素社会の実現をめざして～

テーマⅢ 自分らしく生きられる神奈川

P J 9 生活困窮

～誰もが自分らしく夢や希望を持つことができる地域づくり～

P J 10 共生社会

～障がい、国籍、性別によらない、ともに生きる社会の実現～

テーマⅣ 安心してくらす神奈川

P J 11 暮らしの安心

～くらしや経済活動を取りまく脅威から県民を守る～

P J 12 危機管理

～災害に強いかながわをめざして～

テーマⅤ 神奈川を支える基盤づくり

P J 13 都市基盤

～持続可能な県土の形成をめざして～

4 神奈川の戦略

- (1) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進
- (2) 輝き続ける人生100歳時代の実現
- (3) ロボット共生社会の実現
- (4) 共生共創事業の推進
- (5) グローバル戦略の推進

5 主要施策

政策分野別の体系

- | | |
|-------------|----------------|
| I 子ども・若者・教育 | V 共生・県民生活 |
| II 健康・福祉 | VI 危機管理・くらしの安心 |
| III 産業・労働 | VII 県土・まちづくり |
| IV 環境・エネルギー | |

6 計画推進

- (1) 計画推進のための行政運営
- (2) 計画の進行管理
- (3) 個別計画・指針

5 県民意見募集等

(1) 実施期間

令和5年7月12日～令和5年8月15日

(2) 実施方法

- ・ 県民参加リーフレットの配架（県機関・市町村・高校・大学など）、イベント・会議等で配布
- ・ 県のたより、ホームページ、SNSで情報発信
- ・ かながわハイスクール議会2023で説明
- ・ 市長会議・町村長会議、地域別首長懇談会での意見交換
- ・ 県内全市町村に対し、文書による意見照会を実施
- ・ 「当事者目線の障害福祉」をテーマとした知事と当事者とのオンライン対話を開催

(3) 意見数

387件（うち県民347件、市町村40件）

ア 分野別の件数

| 分野 | 件数 | 分野 | 件数 |
|-----------|-----|-------------|------|
| 子ども・若者・教育 | 90件 | 共生・県民生活 | 64件 |
| 健康・福祉 | 26件 | 危機管理・くらしの安心 | 21件 |
| 産業・労働 | 31件 | 県土・まちづくり | 34件 |
| 環境・エネルギー | 69件 | 計画全般（その他） | 52件 |
| 合 計 | | | 387件 |

イ 主な意見

- ・ 安心して子育てできる環境をつくる必要がある。（男性・40代）
- ・ 学校現場の働き方改革を推進する必要がある。（男性・40代）
- ・ 少子化対策として出産できる病院が必要である。（女性・30代）
- ・ 企業誘致に注力する必要がある。（男性・20代）
- ・ 脱炭素を徹底している社会は地域の価値となる。（女性・30代）
- ・ スポーツの持つ効果の理解、実践を促すべき。（男性・40代）
- ・ 防災準備を促す必要がある。（女性・10代以下）
- ・ 空き家対策を市町村と連携する必要がある。（女性・40代）
- ・ 縮小した社会を前提に物事を進める必要がある。（男性・20代）

ウ 意見への対応

今後、素案（案）の作成過程で、整理する。

6 今後の予定

- 令和5年10月 県民意見募集の実施
12月 第3回県議会定例会へ「基本構想」素案（案）、
「実施計画」素案（案）の報告、県民意見募集の実施
令和6年2月 第1回県議会定例会へ「基本構想」議案の提出、
「実施計画」（案）の報告
3月 「基本構想」及び「実施計画」の決定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 新たな総合計画「基本構想」骨子（案）
- ・ 参考資料2 新たな総合計画「実施計画」骨子（案）
- ・ 参考資料3 神奈川の将来人口推計
- ・ 参考資料4 県民参加リーフレット「新たな総合計画骨子（概要版）」
- ・ 参考資料4-2 県民意見募集の概要

Ⅱ 「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020-22年度評価報告書（案）」について

1 趣旨

令和2年3月に策定した「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期県総合戦略」という。）の令和2年度から令和4年度の3年間の主な取組みの進捗状況を取りまとめ、総括的な評価を行い、「2020-22年度評価報告書（案）」を作成した。

2 評価方法

- ・ 令和4年12月に国が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「国総合戦略」という。）を新たに策定したことを踏まえ、第2期県総合戦略の見直しを行うことから、第2期県総合戦略のこれまでの進捗状況を振り返り、3年間の総括的な評価を実施した。
- ・ 令和4年度も、令和2年度及び令和3年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響が続いたことから、従来の4段階評価（「順調」「概ね順調」「やや遅れ」「遅れ」）を行わないなど、2020年度評価報告書及び2021年度評価報告書と同様の評価方法とした。

3 経過

- ・ 令和5年6～7月、第2期県総合戦略を構成する4つの基本目標の実現に向けた施策の最小単位である「小柱」ごとに、令和2年度から令和4年度における主な取組みとKPI（重要業績評価指標）の進捗状況を庁内で取りまとめた。
- ・ 令和5年8月、「神奈川県地方創生推進会議 総合戦略推進評価部会」（以下「評価部会」という。）を開催し、第三者評価を実施した。

4 評価部会からの評価と主な意見

これまでの3年間の県の地方創生の進捗状況に対する評価や、今後の県の取組みについて意見を聴取した。

(1) 総合戦略全体

- ・ 2020年度から2022年度の3年間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いたことから、当初の計画通り実行できなかった取組みもあるが、県民の命や生活を守るため、医療提供体制の維持や県内経済の安定に向けた対応に全庁を挙げて注力しつつ、コロナ禍で顕在化した課題に対処したほか、デジタルを活用して事業実施の機

会を確保するなど、地方創生の推進に一定の成果を上げたものと評価する。

- ・ 今後は、コロナ禍で顕在化した社会課題や発展した取組みを振り返りつつ、地方創生の取組みを、デジタルの力も活用しながらより一層推進していくことが望まれる。

(2) 基本目標1【経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る】

- ・ 起業支援策については、起業前後のフォローアップのほか、起業という選択肢の若者への啓発を積極的に行うことが必要である。
- ・ 企業誘致について、合理化・効率化された産業も入ってくるが、雇用の維持について留意することも必要である。

(3) 基本目標2【国内外から神奈川へ新しいひとの流れをつくる】

- ・ 多様なテーマに沿って県内の周遊を促すツーリズムの推進について、県内を訪れる外国人旅行者に対して、横浜、鎌倉、箱根だけでなく、県内の他地域へ周遊するような仕組みづくりが必要である。
- ・ 移住者を引き寄せ、定着させるためには、地域の魅力を見える化し、キーパーソンとなり得る移住者を巻き込んだ取組みを行うことが必要である。

(4) 基本目標3【若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる】

- ・ 妊娠・出産を支える社会環境の整備について、産むことに対する不安を軽減させるためにも、安心して子どもを産むことができる環境をつくっていくことが必要である。
- ・ 子ども食堂などの県内における子どもの居場所の紹介の取組みについて、居場所を必要とする子どもがそのような居場所を知るための術を用意することが必要である。

(5) 基本目標4【活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める】

- ・ 東京2020大会のレガシーについて、スポーツをすることに向けた取組みだけでなく、スポーツを見て楽しむ取組みやスポーツイベントを裏方で支える取組みも推進していくことが必要である。
- ・ 障がい者の社会参加の促進について、農福連携の取組みに加え、働く場所に行くことができない人が就業できるように分身ロボット等を活用する取組みも必要である。

5 第2期県総合戦略の見直しについて

- ・ 国総合戦略において「デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化」するとされていることを踏まえ、県総合戦略にもデジタルを活用した取組やKPIを各基本目標の施策に位置付ける見直しを行う。
- ・ 県総合戦略の見直しに当たっては、国総合戦略、「2020-22年度評価報告書（案）」を踏まえるほか、現在策定を進めている「新たな総合計画」とも連携し、県民、県議会、市町村等の意見を踏まえ、令和6年3月に新たな県総合戦略を策定する。

6 今後の予定

(1) 「2020-22年度評価報告書」の作成

令和5年11月 神奈川県地方創生推進会議で議論
12月 「2020-22年度評価報告書」公表

(2) 第2期県総合戦略の見直し

令和5年10月 「新たな県総合戦略（素案）」取りまとめ
11月 神奈川県地方創生推進会議で議論
12月 第3回県議会定例会に報告
市町村への説明及び意見交換を実施
県民意見募集を実施
令和6年1月 「新たな県総合戦略（案）」取りまとめ
神奈川県地方創生推進会議で議論
2月 第1回県議会定例会に報告
3月 「新たな県総合戦略」策定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料5 「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2020-22年度評価報告書（案）」

Ⅲ 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について

県では、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、一定期間ごとに条例の見直しを行っている。

条例の見直しの周期は、施行の日から5年を経過することとしており、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点から見直すこととしている。

このたび、環境農政局において所管する次の条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったことから、その結果を報告する。

1 条例の見直しの結果

改正及び運用の改善等を検討する条例

| 条例名 | 見直し結果 |
|--------------------|------------------|
| 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 | 改正及び運用の改善等を検討する。 |

2 見直し結果に基づく措置の予定

今後、改正内容について検討を行い、改正をすることとした場合には、原則として1年以内に議会へ改正案を提出する。

また、運用改善等の内容についても検討を行い、運用の改善等をするものとした場合には、遅滞なく必要な措置を講ずる。

(参考) 条例の見直し結果概要

| | | | |
|-----------|---|--|--------|
| 条 例 名 | 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 | | |
| 条 例 番 号 | 平成9年神奈川県条例第35号 | 法規集 | 第5編第1章 |
| 所 管 室 課 | 環境農政局環境部環境課 | | |
| 条 例 の 概 要 | 工場及び事業場の設置に係る規制について、また、事業活動及び日常生活における環境保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。 | | |
| 検 討 | 視 点 | 検 討 内 容 | 備 考 |
| | 必要性 〔現在でも必要な条例か。〕 | 本条例は、公害の未然防止のため、工場及び事業場に対し、大気汚染や水質汚濁を引き起こす要因を総合的に規制するなど、環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めており、現在でも必要である。 | |
| | 有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕 | 本条例により、公害の未然防止が図られるとともに、大気環境、水環境が改善されるなど、県民の生活環境を保全する上で有効に機能しているが、社会状況の変化に対応するため、国の動向に注意しつつも、条例の改正や運用の改善等は適宜検討する必要がある。 | |
| | 効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕 | 本条例で、工場及び事業場に対する規制や、事業活動や日常生活における環境保全のための措置を定めることによって、生活環境保全のための規制等を総合的に実施しており、効率的なものとなっているが、規制や措置の効率性は適宜検討する必要がある。 | |
| | 基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕 | 本条例で定める規制や責務は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の主要施策の一分野である「I エネルギー・環境」の、中柱「生活環境の保全」の取り組みに合致するものであり、県政の基本的な方針に適合している。 | |
| | 適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕 | 本条例で定める規制や責務は、事業活動や日常生活における環境保全上の支障を防止し、条例の目的を達成するために必要かつ合理的なものであり、憲法、法令に抵触しない。 | |
| | その他 | | |
| 見直し結果 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 | <p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>条例の施行・運用における課題や社会状況の変化等に対応するため。</p> | |

IV 神奈川県環境基本計画の改定素案について

神奈川県環境基本条例第7条に基づき策定している神奈川県環境基本計画（以下「本計画」という。）の改定に取り組んでおり、令和5年6月の当常任委員会に計画の改定骨子案を報告した。

このたび、本計画の改定素案を作成したので、報告する。

1 改定骨子案からの主な変更点

- 第2章の施策分野「気候変動への対応」及び「循環型社会の形成」における主な施策について、並行して改定作業を行っている各分野の個別計画（神奈川県地球温暖化対策計画及び神奈川県循環型社会づくり計画）と整合を図る形で記載した。
- 第2章の各施策分野における指標を設定した。
- 第2章「横断的な取組」に各施策分野間の相互関係等について記載した。

2 現行計画との比較

(1) 計画の基本的事項等の比較

| 項目 | 現行計画 | 改定計画 |
|---------|---|---------------------------------------|
| 計画期間 | 2016（平成28）年度 ～2025（令和7）年度 （10年間） ※ 社会状況等の変化を踏まえ、期間満了を待たず改定を行う。 | 2024（令和6）年度 ～2030（令和12）年度 （7年間） |
| 基本目標 | 次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり | |
| 計画の位置付け | 本県における環境施策を推進する上での基本的な計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県環境基本条例第7条に基づき、長期的な目標や施策の方向性等を定めている。 総合計画における政策分野「環境・エネルギー」の軸となる個別計画の一つとして、総合計画を補完するものである。また、環境関係のその他の諸計画は、それぞれの分野の施策を計画的に推進することで環境基本計画を補完し、連携しながら環境の諸問題の解決を図るものである。 | |

| 項目 | 現行計画 | 改定計画 |
|------|--|---|
| 施策体系 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大柱1：持続可能な社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化への対応 ・ 資源循環の推進 ○ 大柱2：豊かな地域環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全 ・ 生活環境の保全 ○ 大柱3：神奈川の力との協働・連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の育成と協働・連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施策分野1：気候変動への対応 ○ 施策分野2：自然環境の保全 ○ 施策分野3：循環型社会の形成 ○ 施策分野4：大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減 ○ 横断的な取組 |

(2) 改定のポイント

- 本計画は、県の環境施策全体に係る方向性を示す基本的な計画であることから、各施策分野の個別計画における改定内容等を踏まえたものとする。
- 気候変動、生物多様性、資源循環等の環境をめぐる問題が複雑化・多様化している状況や、SDGsが目指す「経済」「社会」「環境」の3つの側面のバランスが取れた、よりよい未来を実現するという考え方を踏まえ、環境における各分野の相互関係や、経済や社会といった環境以外の分野との関係性についても考慮し、統合的に課題の同時解決を目指す視点を加える。
- 1997（平成9）年に本計画を初めて策定した際は、環境分野に係る個別計画が現在ほど整理されていなかったため、各分野の課題解決のための目標や施策の方向性について、本計画により直接的に対応することが求められていた。しかし、現在は、環境の各分野において、個別計画・指針等が多数策定され、その内容はより充実したものになっている。こういったことから、各施策分野を横断的に捉えるとともに、本計画が、環境施策における長期的な目標や基本的な方向性を示すものとなるよう改めて意識し、改定に当たる。
- 計画の進行管理に活用する「指標」について、施策の効果を象徴的に表すことのできる内容に見直す。

3 改定素案の概要

本計画における基本的な部分（(1)～(4)下線部）は、「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」により県議会の議決対象となっている。

(1) 計画期間（議決対象）

国の第六次環境基本計画、本計画等を補完する各個別計画（神奈川県地球温暖化対策計画等）の目標年次等を踏まえ、2024（令和6）年度～2030（令和12）年度までの7年間とする。

(2) 基本目標（議決対象）

次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり

設定理由

- 環境は、生きるものすべての「いのち」の基盤であり、今の「いのち」は、環境を介して、未来の「いのち」へとつながる。また、良好な環境とは、県民が生きる喜びを実感し、生まれてよかった、長生きしてよかったと思える「いのち輝く環境」であり、これを次世代に継承していく必要がある。
- こうした考え方は、現行計画策定後の社会状況等を踏まえても変わらないことから、引き続き、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標として掲げ、人と環境にやさしい社会の実現を目指す。

(3) 計画の施策体系（議決対象）

4つの施策分野と横断的な取組の5つで構成する。

- 施策分野1：気候変動への対応
- 施策分野2：自然環境の保全
- 施策分野3：循環型社会の形成
- 施策分野4：大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減
- 横断的な取組

→ 現行計画では、3つの大柱に属する形で、「地球温暖化への対応」や「資源循環の推進」といった施策分野を配置していたが、改定計画では、各分野間の相互関係を重視し、統合的な視点に立って課題解決に当たるため、大柱による分類を止め、各施策分野を前面に出した施策体系とする。また、階層構造をシンプルに分かりやすくすることで、各主体における取組の「自分事化」を促す。

(4) 施策分野ごとの取組の方向性（議決対象）

| 分野 | 取組の方向性 |
|----------------------|---|
| 気候変動への対応 | 未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。 |
| 自然環境の保全 | 生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組む。 |
| 循環型社会の形成 | 限りある資源を有効活用し、快適な生活や良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、廃棄物ゼロ社会の実現に向けて、あらゆる主体が資源循環（3R+Renewable）に取り組む。 |
| 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減 | 現在及び将来の県民の健康を守り、生活環境を保全するため、良好な大気環境や水環境の維持・向上を図るとともに、環境リスクの低減に取り組む。 |
| 横断的な取組 | 持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が環境問題を自分事化し、主体的に環境保全に取り組む基盤となる環境教育等を推進する。 |

(5) 施策分野ごとの主な取組

| 分野 | 施策の柱 | 主な取組 |
|----------|------|---|
| 気候変動への対応 | 緩和策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー対策・電化・スマート化 ○ 人流・物流のゼロカーボン化 ○ 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大 ○ 水素社会の実現に向けた取組 ○ イノベーションの促進（研究開発・新技術の実用化の促進等） ○ 吸収源対策 ○ 循環型社会の推進 ○ CO₂以外の温室効果ガスの排出削減 ○ 横断的な取組（脱炭素教育の推進等） ○ 県庁の率先実行 |
| | 適応策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業・林業・水産業分野の対策（農産物の高温障害対策等） ○ 水環境・水資源分野の対策（海水温上昇による貧酸素水塊対策等） ○ 自然生態系分野の対策（生物の分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策） ○ 自然災害・沿岸域分野の対策（洪水、土砂崩れ等に関する災害対策） ○ 健康分野の対策（暑熱・熱中症対策） |

| 分野 | 施策の柱 | 主な取組 |
|----------------------|-------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業・経済活動分野の対策（製造業、観光業に関する対策） ○ 県民生活・都市生活分野の対策（交通のインフラ対策等） ○ 分野横断的な取組（情報発信、環境教育） |
| 自然環境の保全 | 地域特性に応じた生物多様性の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内のエリアごとの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 丹沢エリア（ブナ林等自然林の保全・再生） ・ 箱根エリア（自然公園の適正利用の推進） ・ 山麓の里山エリア（農地保全活動、野生鳥獣との棲み分け） ・ 都市・近郊エリア（身近なみどりの保全） ・ 三浦半島エリア（緑地保全、自然とふれあう地域づくり） ・ 河川・湖沼及び沿岸エリア（水域の生態系保全） |
| | 自然環境の保全に資する広域的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 野生鳥獣との共存を目指した取組 ○ 外来生物の監視と防除 ○ 法制度等を活用した緑地等の保全 ○ 水源環境の保全・再生 |
| | 自然環境を保全するための行動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性に関する情報の収集・発信、環境教育・学習の推進など |
| 循環型社会の形成 | 資源循環の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出抑制、再使用の推進 ○ 再生利用等の推進 ○ 環境教育・学習及び人材育成の推進等 |
| | 適正処理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の適正処理の推進 ○ 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進 ○ クリーン活動の推進 |
| | 災害廃棄物対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物対策 |
| 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減 | 大気環境の保全、更なる向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気環境の常時監視等 ○ 光化学オキシダント、PM2.5等への対応 |
| | 水環境の保全、更なる向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水質の常時監視等 ○ 土壌汚染・地下水汚染対策等 ○ 地盤沈下対策等 ○ 生活排水処理施設の整備促進 |
| | 騒音・振動等への対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 工場、事業場等への立入検査等 ○ 自動車等騒音調査 |
| | 化学物質等によるリスクの低減 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 実態把握、環境保全対策の推進 ○ アスベストへの対応 |
| 横断的な取組 | 環境教育・学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民による環境学習の促進 ○ 学校における環境教育への支援 |
| | 多様な主体との連携による施策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ パートナーシップによって推進する取組 ○ 国際貢献、広域的な取組 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県庁の率先実行 ○ デジタル化の推進 |

| 分野 | 施策の柱 | 主な取組 |
|----|------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県試験研究機関での調査・研究等 ○ グリーンファイナンスの活用 ○ 自然を活用した社会課題の解決 |

(6) 指標の設定

- 施策分野ごとに、施策の効果を象徴的に表す「指標」を設定する。
- 現行計画では、施策分野ごとに設定した「重点施策」について、年度ごとに数値目標を設定し、主にその数値により進捗状況点検を行ってきた。しかし、環境施策の効果は、短期間ではその効果が反映されにくいことから、中長期的な視点でその傾向を見極め、評価する必要がある。
- そこで、改定計画の指標では、計画の最終年度（2030（令和12）年度）に目指す数値のみを設定し、そこに向けて、どの程度進捗しているかといった観点で、各施策の実施状況も踏まえながら、各分野の現状を把握し、それをもって計画の進行管理を行う。

| 分野 | 指標名 | 現状値 | 2030年の数値 | 備考 |
|----------|---------------------------------------|----------------------------------|----------------------|----------------------|
| 気候変動への対応 | 県内の温室効果ガス排出量（2013年度比） | △ 19.3% (2020年度) | △ 50% | 神奈川県地球温暖化対策計画に基づき設定 |
| 自然環境の保全 | 生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合（県民ニーズ調査結果） | 48.8% (2022年度) | 60.0% | かながわ生物多様性計画に基づき設定 |
| | 県内の陸域及び内水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合 | 32.13% (77,643ha) (2022年度) | 32.20% (77,800ha) | |
| 循環型社会の形成 | 生活系ごみ1人1日当たりの排出量 | 631g/人・日 (2021年度) | 608g/人・日 | 神奈川県循環型社会づくり計画に基づき設定 |

| 分野 | 指標名 | 現状値 | 2030年の 数値 | 備考 |
|----------------------|--------------------------------|--|--------------|--|
| | 産業廃棄物の排出量 | 1,714万t (2021年度) | 1,826万t | |
| | 不法投棄等（不法投棄及び不適正保管）の残存量 | 15.0万t (2021年度) | 前年度より減少 | |
| 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減 | PM2.5の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値 | 8.9 μ g/m ³ (2022年度) | 前年度より削減 | 年平均値の環境基準は15 μ g/m ³ 以下 |
| | 東京湾の化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成率 | 63.6% (2022年度) | 72.7% | 11水域中8水域の環境基準達成を目標として設定 |

(7) 進行管理

- 毎年度の進捗状況は、施策分野ごとに設定した指標と各個別計画に基づく施策の取組状況から、分野全体の進捗を総合的に評価する。
- 県は進捗状況を環境審議会に報告し、環境審議会は今後の計画推進に際して必要な意見を述べる。
- 環境審議会の意見は、次年度以降の計画の推進及び次回の計画見直しの際に活用する。

(8) 計画の見直し

環境をめぐる動向、社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行う。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年10月 県民意見募集、市町村への意見照会
- 12月 環境審議会にて改定案を審議、審議会会長から知事に答申
- 令和6年2月 県議会へ改定議案を提出
- 3月 計画改定

《参考資料6》

神奈川県環境基本計画改定素案

V 神奈川県地球温暖化対策計画の改定素案について

神奈川県地球温暖化対策計画（以下「本計画」という。）は、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年度に全面的に改定することとしており、令和5年6月の当常任委員会に本計画の改定骨子案を報告した。

このたび、本計画の改定素案を作成したので、報告する。

1 改定骨子案からの主な変更点

(1) 第1章 総論

- 「神奈川県の地域特性」に「県内企業数の推移」などの情報を追記
- 「2050年の目指すべき姿」にエネルギーの地産地消の観点を追記
- 「対策の方向性」にSDGsの観点を追記

(2) 第2章 緩和策

- 「県の施策」における「小柱別の取組例」を精査し、一部追記
- 「県の施策」に「施策の部門別ロードマップ」を追記
- 「県の施策」に「施策の実施に関する目標」を設定
- 「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する県基準」について、基準の考え方や内容を追記

(3) 第3章 適応策

- 「本県における地球温暖化の現状及び将来予測」を追記
- 「神奈川県における気候変動の影響」を追記
- 「県の施策」に「分野別の影響と取組例」を追記
- 「県の施策」に「施策の実施に関する目標」を設定

2 改定素案の概要

(1) 総論

ア 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とする。

イ 2050年の目指すべき姿

2050年時点では、人々の生活様式のデジタル化が進むほか、移動や生産プロセスの電化などの新たな技術サービスの活用により、社会の在り方が大きく変化している。こうした中、原子力発電に過度に依存せず、安全で安心な再生可能エネルギー等の導入が進み、エネルギーを安定的に無駄なく利用できる、エネルギーの地産地消の環境が整うなど、脱炭素で持続可能な社会が実現することを目指す。

ウ 基本方針

未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。

エ 対策の方向性

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するため、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化を防止する「緩和策」と、緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、より良い生活ができるようにしていく「適応策」について、それぞれの対策の方向性に向けて、相互補完的に取組を推進する。

推進に当たっては、SDGsの観点から、地球温暖化対策だけに着目するのではなく、経済・社会など各分野の課題との関連性・相乗効果を重視する。

(2) 緩和策

ア 県内の温室効果ガス排出量の削減目標

長期目標：2050年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現

中期目標：2030（令和12）年度までに県内の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で50%削減

イ 再生可能エネルギー設備の導入目標

2030（令和12）年度までに再生可能エネルギーを270万kW以上（うち太陽光発電は200万kW以上）導入することを目指す。

ウ 県庁の温室効果ガスの削減目標

2030（令和12）年度までに県庁の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で70%削減することを目指す。

エ 施策体系

本計画の基本方針と対策の方向性を踏まえ、2030年度の中期目標の達成に向けて県が取り組むべき施策体系を、産業・業務といった部門を横断する取組も分かりやすく示せるように、「エネルギーを使う工夫」「エネルギーを創る工夫」「取組を加速させる工夫」の3つの大柱、施策の効果を検証する単位としての中柱、具体的な取組のまとめりとしての小柱に分類して、整理した。

| 大柱 | 中柱 | 小柱 |
|--------------|--------------------------------|---|
| Ⅰ エネルギーを使う工夫 | 省エネルギー対策・電化・スマート化 | 事業者の省エネルギー対策等の促進 |
| | | 建築物の省エネルギー対策等の促進 |
| | | 脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進 |
| | 人流・物流のゼロカーボン化 | EV・FCVの導入促進 |
| | | 公共交通機関の利用等の促進 |
| Ⅱ エネルギーを創る工夫 | 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大 | 再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギー由来電力の利用促進 |
| | 水素社会の実現に向けた取組（※） | 水素需要の創出と供給体制整備の促進 |
| Ⅲ 取組を加速させる工夫 | イノベーションの促進 | 研究開発・新技術の実用化の促進 熱需要の脱炭素化 |
| | 吸収源対策 | グリーンカーボン（森林・農地でのCO ₂ 吸収源対策）の促進 |
| | | ブルーカーボン（海洋でのCO ₂ 吸収源対策）の促進 |
| | 循環型社会の推進 | 資源循環の推進 |
| | | 廃棄物の適正処理の推進 |
| | CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出削減 | フロン類、メタン、一酸化二窒素の対策 |
| | 横断的な取組 | 脱炭素教育の推進 |
| | | 多様な主体との連携・国際環境協力への貢献 |
| | | 脱炭素型のまちづくりの推進 |
| | | DXの推進 |
| | 県庁の率先実行 | 県有施設の省エネルギー対策の徹底 |
| | | 公用車へのEV・FCV等の導入促進 |
| | | 県有施設の再生可能エネルギーの活用 |
| 環境全般に配慮した取組 | | |

※ 「水素社会の実現に向けた取組」については、県も構成員となっている「かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会」が主体となり策定した「神奈川の水素社会実現ロードマップ」について、県内における水素活用の課題と今後の方向性を示すため、今年度中の改定に向け検討を進めている。

オ 施策の実施に関する目標

緩和策の施策体系を踏まえて、本計画の進捗評価を行うため、取組の中柱ごとに施策の実施に関する目標（KPI）を設定する。また、各目標は、毎年度現況値を把握し、個々の指標を評価するとともに、進捗状況を総合的に評価する。

| 大柱 | 中柱 | 部門 | KPI | 最新年度実績 | 中間年度 (2027年度) 目標値 | 2030年度 目標値 |
|----------------------|---------------------|---|----------------------------------|--|------------------------------------|----------------------------------|
| I エネルギーを使う工夫 | 省エネルギー対策・電化・スマート化 | 産業 | 産業部門の県内総生産当たりの年間エネルギー消費量 | (2020年度) 25,049T J /兆円 | 19,700 T J /兆円 | 17,300 T J /兆円 |
| | | 業務 | 業務部門の業務床面積当たりの年間エネルギー消費量 | (2020年度) 9,080G J /万㎡ ^{*1} | 9,450 G J /万㎡ | 9,320 G J /万㎡ |
| | | 家庭 | 家庭1世帯当たりの年間エネルギー消費量 | (2020年度) 31,722M J /世帯 | 29,300 M J /世帯 | 28,600 M J /世帯 |
| | | 家庭 | 新築一戸建住宅に占めるZEH ^{*2} の割合 | (2021年度) 12.7% | 30% | 40% |
| | 人流・物流のゼロカーボン化 | 運輸 | 新車乗用車に占める電動車の割合（暦年） | (2022年度) 49.8% | 80% | 100% |
| II 創る工夫 エネルギーを | 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大 | 業務・家庭 | 再生可能エネルギーの導入量 | (2021年度) 170.4万kW | 227万kW | 270万kW以上 |
| | 水素社会の実現に向けた取組 | 「 <u>神奈川の水素社会実現ロードマップ</u> 」の改定に係る検討状況を踏まえてKPIを設定する。 | | | | |
| III 取組を加速させる工夫 | イノベーションの促進 | 産業 | 脱炭素推進に資する新規プロジェクト支援件数（累計） | (2022年度) 1件 | 46件 | 62件 |
| | 吸収源対策 | 吸収源 | 県産木材を使用した木造施設等への支援件数（累計） | — (R5年度事業開始) | 340件 | 595件 |
| | | 吸収源 | 藻場の再生面積 | — (R5年度事業開始) | 51ha | (2027年度) 51ha |
| | 循環型社会の推進 | 廃棄物 | プラスチックごみの有効利用率 | (2020年度) 一般廃棄物： 98.5% 産業廃棄物： 81.7% | 一般廃棄物： 99.7% 産業廃棄物： 94.5% | 一般廃棄物： 100% 産業廃棄物： 100% |

| 大柱 | 中柱 | 部門 | K P I | 最新年度実績 | 中間年度 (2027 年度) 目標値 | 2030 年度 目標値 |
|--------------------------------|--------------------------------|-------|-----------------------------------|---|---|---|
| Ⅲ 取組を加速させる工夫 | 循環型社会の推進 | 廃棄物 | 食品ロス量（家庭系・事業系） | 県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量：58g（2021年度） 県内で発生する事業系食品ロス量：20.9万トン（2020年度）※1 | 県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量：50g 県内で発生する事業系食品ロス量：22.7万トン | 県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量：46g 県内で発生する事業系食品ロス量：22.1万トン |
| | CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出削減 | その他ガス | フロン類算定漏えい量報告において、前年度より減少した事業者数の割合 | — （今後数値を把握） | 毎年度 50%以上 | 毎年度 50%以上 |
| | 横断的な取組 | — | 環境・エネルギー学校派遣事業の受講者数（累計） | — | 26,400人 | 46,000人 |
| | 県庁の率先実行 | — | 県庁の温室効果ガス排出量の削減割合 | (2021年度) △7% | △50% | △70% |
| | | | 公用車の電動車化（代替可能な車両がない場合を除く） | (2022年度) 13.9% | 82.1% | (2028年度) 100% |
| 県有施設への太陽光発電の導入（設置可能な施設のみ） | | | (2022年度) 10.4% | 35% | 50% | |
| 県有施設での電力利用における再生可能エネルギーへの切り替え率 | | | (2023年度) 18.1% | 43% | 100% | |

※1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の制限等の影響により、一時的に大きく数値が減少している。

（参考 各K P Iの2019年度実績）

業務部門の業務床面積当たりの年間エネルギー消費量：9,685GJ/万㎡

県内で発生する事業系食品ロス量：24.3万トン

※2 Z E H…「Z E H」、「Z E H+」、「Nearly Z E H」、「Nearly Z E H+」、「Z E H Oriented」の5種類を指す。

カ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する県基準

(ア) 基準策定の趣旨

地球温暖化対策推進法において、市町村は、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮した上で、再生可能エネルギーの導入を促進するための区域（促進区域）を設定することができる。

促進区域を設定する場合、環境に配慮する必要がある区域など、促進区域に含めない区域として環境省令で定める全国一律の基準のほか、地域の自然的・社会的条件を踏まえ、国の基準に上乘せ・

横出しする都道府県の基準（県基準）で定める区域は、除外するとされている。

(1) 県基準の内容

a 対象とする施設の種類の種類

太陽光発電設備

b 促進区域に含めることが適切でない認められる区域

本県の土地利用の基本方針である「神奈川県土地利用基本計画」や「神奈川県土地利用調整条例審査指針」の立地規制区域の考え方を踏まえて設定（建築物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合は除く）

(3) 適応策

ア 改定の考え方

2016（平成28）年度と2021（令和3）年度の改定において位置付けられた施策等について、2016（平成28）年度以降の社会情勢の変化や国等の動向、神奈川県における影響やその対策を勘案した必要な見直しと施策の追加等を行う。

イ 取り組む分野と主な対策

国の気候変動影響評価報告書の評価を踏まえて、本県における気候変動の影響を取りまとめ、特に影響が大きいと考えられる項目等について、7つの分野及び分野横断的な対策に取り組む。

| 分 野 | 主な対策 |
|-----------|--|
| 農業・林業・水産業 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業に関する対策の推進（農産物の高温障害対策） ・林業に関する対策の推進（きのこ類の病害菌対策） ・水産業に関する対策の推進（海水温上昇による磯焼け対策） |
| 水環境・水資源 | <ul style="list-style-type: none"> ・水環境に関する対策の推進（海水温上昇による貧酸素水塊対策） ・水資源に関する対策の推進（降雨量の変動による渇水対策） |
| 自然生態系 | <ul style="list-style-type: none"> ・生態系における分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策の推進 |
| 自然災害・沿岸域 | <ul style="list-style-type: none"> ・水防災戦略の推進（洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に関する災害対策の推進） |
| 健康 | <ul style="list-style-type: none"> ・暑熱・熱中症対策の推進 |

| 分野 | 主な対策 |
|-----------|---|
| 産業・経済活動 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者の事業継続計画（BCP）策定の推進 観光産業に関する対策の推進（観光客の安心安全を踏まえた観光客誘致） |
| 県民生活・都市生活 | <ul style="list-style-type: none"> 水道・交通等のインフラに関する対策の推進 災害廃棄物対策の推進 |
| 分野横断的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> 気候変動に関する情報収集・発信 学校等における環境教育の推進 |

ウ 施策の実施に関する目標

適応策として取り組む分野を踏まえて、本計画の進捗評価を行うため、分野ごとに施策の実施に関する目標（KPI）を設定する。また、各目標は、毎年度現況値を把握し、個々の指標を評価するとともに、進捗状況を総合的に評価する。

| 分野 | KPI | 基準値 | 目標値※ ¹ |
|-----------|---------------------------------|----------------------|------------------------------|
| 農業・林業・水産業 | スマート技術の導入経営体数（耕種）※ ² | 227戸 【2022年度】 | 387戸 【2027年度】 |
| | スマート技術の導入経営体数（畜産）※ ² | 50戸 【2022年度】 | 75戸 【2026年度】 |
| | 藻場の再生面積 | — | 51ha 【2027年度】 |
| 水環境・水資源 | 水源林の整備（累計） | 49,717ha 【2022年度】 | 54,000ha 【2026年度】 |
| 自然生態系 | 丹沢ブナ林の 대기・気象観測 | 4地点/年 【2022年度】 | 4地点/年 【2026年度】 |
| | 丹沢ブナ林の衰退状況モニタリング | 5調査区/年 【2022年度】 | 5調査区/年 【2026年度】 |
| | 藻場の再生面積【再掲】 | — | 51ha 【2027年度】 |
| 自然災害・沿岸域 | 遊水地や流路のボトルネック箇所等の整備（累計） | — | 6箇所 【2030年度】 （暫定供用も含む） |
| | 土砂災害防止施設の整備箇所数（累計） | — | 104箇所 【2027年度】 |
| | ビッグレスキュー・かながわ消防などの訓練参加人数 | 1,916人 【2022年度】 | 2,300人 【2027年度】 |
| 健康 | 年間の熱中症死亡者数（5年移動平均数） | 72人 【2021年度】 | 半減 【2030年度】 |
| | PM2.5の有効測定局のうち環境基準を達成した測定局の割合 | 100% 【2022年度】 | 100% 【2030年度】 |

| 分野 | K P I | 基準値 | 目標値※1 |
|-----------|----------------------------|-------------------|------------------|
| 産業・経済活動 | 中小企業の事業継続計画（BCP）の策定割合 | 12.0% 【2022年度】 | 20% 【2025年度】 |
| 県民生活・都市生活 | 下水道の耐水化を行った施設数（累計） | 1 施設 【2022年度】 | 3 施設 【2026年度】 |
| | 道路の防災対策（土砂崩落対策等）の整備箇所数（累計） | — | 20箇所 【2025年度】 |
| 分野横断的な取組 | 気候変動適応に関する関心度 | 85.8% 【2022年度】 | 100% 【2030年度】 |

※1 適応策のK P Iは、関連する分野の既存の諸計画等から位置付けているため、各K P Iの目標年度は本計画の計画期間の終期と相違する場合がある。

※2 （参考）県内の全経営体数
耕種：11,143戸、畜産：259戸（農林水産省「2020年農林業センサス（農林業経営体調査）」より）

(4) 計画の推進

ア 進行管理

- 毎年度部門ごとの排出量を推計するとともに、施策に関する指標の達成状況も把握した上で、P D C Aサイクルにより、改善すべき施策等を整理する。
- 計画期間の中間年度に当たる 2027（令和9）年度に、施策体系や施策の実施に関する目標などについて検証した上で、必要な見直しを行う。

イ 計画の見直し

- 本計画の地球温暖化対策に関する国際的な枠組みや社会情勢、技術革新の動向、国の施策制度の変化、また計画の進行管理により生じた課題などを踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行う。

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年10月 県民意見募集、市町村への意見照会
- 12月 環境審議会で改定案を審議、審議会会長から知事に答申
- 令和6年2月 環境農政常任委員会へ改定案を報告
- 3月 計画改定

《参考資料7》

神奈川県地球温暖化対策計画改定素案

VI 「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」の一部改正について

本県では、大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（以下「上乗せ条例」という。）により、国の定める排水基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

このたび、六価クロム化合物及び大腸菌群数に関する水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）の一律排水基準の改正が予定されていることから、上乗せ条例についても必要な見直しを行うため、その概要を報告する。

1 見直しの背景

- 水濁法では、特定事業場から公共用水域に排出される排水に対して全国一律の排水基準を設けているが、国が定める一律排水基準では人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域については、水濁法第3条第3項に基づき、都道府県知事が条例により厳しい排水基準を定めることができるとされている。本県では、当該規定に基づき、昭和46年に上乗せ条例を制定し、上乗せ排水基準を定めている。
- 国は、六価クロム及び大腸菌群数に関する環境基準の見直しを受け、今後、六価クロム化合物の一律排水基準を0.5mg/Lから0.2mg/Lに強化し、また、ふん便汚染の指標を大腸菌群数から大腸菌数に見直し、併せてその基準値も見直す予定である。

2 見直しの概要

(1) 六価クロム化合物に係る上乗せ排水基準

- 六価クロム化合物に係る上乗せ排水基準は、水源を保全する観点から、水道水質基準と同じ値としている。水道水質基準は一律排水基準の改正に先立ち「0.02mg/L」に改正されたため、六価クロム化合物に係る上乗せ排水基準を、現在の「0.05mg/L」から水道水質基準と同じ「0.02mg/L」とする。
- 見直しにあたり、県内事業者に対して排水実態を調査したところ、すべての特定事業場で新基準値に適合可能であることが確認できたため、暫定排水基準は設けない。
- 改正条例施行の際現に設置されている特定事業場については、施行日から6か月（水濁法施行令別表第3に掲げる施設は1年間）は、従

前の基準「0.05mg/L」を適用する（経過措置）。

(2) 大腸菌群数に係る上乗せ排水基準

- ふん便汚染の指標となる上乗せ排水基準の項目は、現在、一律排水基準と同様に大腸菌群数としており、その基準値は、水域及び事業場の設置時期に応じて1,000個/cm³又は3,000個/cm³としている。
- 国は、一律排水基準の項目を大腸菌群数から大腸菌数に見直す予定であるため、上乗せ排水基準の項目も同様に大腸菌数に見直す。
- 新基準値については、国が現在検討している一律排水基準の見直しにおいて、現行の大腸菌群数の基準値（3,000個/cm³）を、これに相当する大腸菌数の値である800CFU/mlとする方向で検討されていることから、上乗せ排水基準の基準値についてもこれに準じ、3,000個/cm³を「800CFU/ml」、1,000個/cm³を「200CFU/ml」とする。
- 検定方法を変更するため、国の動向を踏まえ、経過措置を設ける。

2 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年2月 条例改正案を提出
- 4月 改正条例の施行

Ⅶ 神奈川県循環型社会づくり計画の改定素案について

神奈川県循環型社会づくり計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づく法定計画であると同時に、県の総合計画及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画である。令和5年度に全面的に改定することとしており、改定骨子案について令和5年6月の当常任委員会に報告した。

このたび、本計画の改定素案を作成したので、報告する。

1 改定骨子案からの主な変更点

- 計画期間については、骨子案では2033（令和15）年度までの10年間の計画としていたが、上位計画である神奈川県環境基本計画及び関連計画である神奈川県地球温暖化対策計画の計画期間と同じ2030（令和12）年度までの7年間とした。
- 計画目標について、骨子案で示した目標項目に基づき、それぞれ具体的な目標値等を設定した。
- 施策事業体系について、骨子案で示した柱の構成に基づき、具体的な施策を構成し、事業を位置付けた。

2 現行計画との比較

(1) 計画の基本的事項の比較

| 項目 | 現行計画 | 改定計画 |
|------|---|--|
| 計画期間 | 2012（平成24）年度 ～2023（令和5）年度 （12年間） ※ 当初10年計画として策定したが、コロナ影響で2年間延長 | 2024（令和6）年度 ～2030（令和12）年度 （7年間） |
| 基本理念 | 「廃棄物ゼロ社会」 | |
| 計画目標 | 目標1 | 生活系ごみ1人1日当たりの排出量 |
| | 目標2 | 事業活動による廃棄物の 県内GDP当たりの排出量 産業廃棄物の排出量 |
| | 目標3 | 一般廃棄物の再生利用率 |
| | 目標4 | 製造業における産業廃棄物の再生利用率 産業廃棄物の最終処分量 |

| | | |
|------------|--|----------|
| | 目標 5 | 不法投棄等残存量 |
| 施策事業 体系 | 大柱「Ⅰ 資源循環の推進」、「Ⅱ 適正処理の推進」、「Ⅲ 災害廃棄物対策」 — 中柱・小柱は、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、2050年脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するよう再構築 | |

(2) 改定のポイント

- 基本理念である「廃棄物ゼロ社会」は、循環型社会の形成に向けて、現在においても変わらず必要な考え方であることから、継続とする。
- 計画目標については、これまでと同様の考え方で目標設定することを前提とするが、一部目標については取組の進捗状況が適切に反映されないなどの課題が生じていたことから見直す。
- 施策事業体系については、大柱の構成は継続したうえで、中柱以下については、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、2050年脱炭素社会の実現に貢献するよう施策の構成を再構築する。

3 改定素案の概要

(1) 計画の位置付け

廃棄物処理法に基づく法定計画であると同時に、本県における循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、市町村、県がそれぞれ主体的に、そして相互に連携して取組を進めるための計画である。

(2) 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とする。

(3) 基本理念

「廃棄物ゼロ社会」

循環型社会の形成に向け、県民、事業者、市町村がともに目指す姿として、現行計画から引き続き「廃棄物ゼロ社会」を基本理念として掲げ、取組を推進する。

(4) 計画目標

| 目標項目 | 目標値 | |
|-------------------|--|-------------------------|
| ①生活系ごみ1人1日当たりの排出量 | 2030年度 608 g/人・日 (2019年度 638 g/人・日) | ← <u>排出抑制</u> に関する目標 |
| ②産業廃棄物の排出量 | 2030年度 1,826万トン (2019年度 1,808万トン) | |
| ③一般廃棄物の再生利用率 | 2030年度 28% (2019年度 24.1%) | ← <u>資源の循環利用</u> に関する目標 |
| ④産業廃棄物の最終処分量 | 2030年度 263千トン (2019年度 277千トン) | |
| ⑤不法投棄等残存量 | 前年度より減少 | ← <u>適正処理</u> に関する目標 |

- 「①生活系ごみ1人1日当たりの排出量」については、各市町村の一般廃棄物処理基本計画に掲げられた削減量をもとに、基準年度（2019年度）から30 g/人・日削減する608 g/人・日を目標とする。
- 「②産業廃棄物の排出量」については、将来推計の結果や廃棄物処理法に基づく国の基本方針における目標を踏まえ、基準年度（2019年度）から1.8%増加する予測に対して、1%の増加に抑制し、1,826万トンを目標とする。
- 「③一般廃棄物の再生利用率」については、各市町村の一般廃棄物処理基本計画に掲げられた再生利用率に関する目標をもとに、基準年度（2019年度）から4%向上した28%を目標とする。
- 「④産業廃棄物の最終処分量」については、将来推計の結果や廃棄物処理法に基づく国の基本方針における目標を踏まえ、プラスチックの資源循環を促進することにより、基準年度（2019年度）に対して5%削減した263千トンを目標とする。
- 「⑤不法投棄等残存量」については、基準年度（2021年度）以降前年度より減少し続けることを目標とする。

(5) 施策事業体系

ア 施策の基本的な方向

現行計画における3つの柱「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」については継続したうえで、非常災害時を含め、安全・安心な適正処理を前提に、ライフサイクル全体での徹底的

な資源循環を推進し、2050年脱炭素社会の実現に貢献するよう施策の構成を再構築する。

■大柱Ⅰ「資源循環の推進」

3R（Reduce（排出抑制：リデュース）、Reuse（再使用：リユース）、Recycle（再生利用：リサイクル））の中で、廃棄物を排出しない取組が最も重要であることから、排出抑制、再使用といった2Rの取組を優先し、再生利用については、脱炭素社会の実現に向けてリサイクルの質の向上を目指す。

また、プラスチックなど化石資源を原料とするものは、再生可能な資源に置き換える Renewable（リニューアブル）の取組も推進する。

■大柱Ⅱ「適正処理の推進」

人口減少等の社会情勢の変化に対応し、持続可能な適正処理を確保するため、市町村と連携して広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めるとともに、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する指導や不法投棄の未然防止対策を推進する。

また、海洋プラスチック問題を解決し、美しい県土を守るため、県内全域においてクリーン活動を推進する。

■大柱Ⅲ「災害廃棄物対策」

災害時には災害廃棄物を円滑・迅速に処理できるよう「神奈川県災害廃棄物処理計画」に基づき、引き続き、国、市町村等とともに協力体制の構築等を進める。

イ 施策事業

施策の基本的な方向に基づき、次の施策体系により県民、事業者、市町村と連携・協働を図りながら取組を推進する。

大柱Ⅰ 資源循環の推進

中柱1 排出抑制、再使用の推進

- 小柱(1) 県民のライフスタイル変革の促進
- 小柱(2) 事業者の取組の推進
- 小柱(3) 市町村と連携した取組の推進
- 小柱(4) 広域的な取組の推進

中柱2 再生利用等の推進

- 小柱(1) 質の高いリサイクルの推進
- 小柱(2) 上下水道汚泥の再生利用の推進
- 小柱(3) 建設廃棄物のリサイクルの推進
- 小柱(4) 各種リサイクル制度の推進

中柱3 環境教育・学習及び人材育成の推進等

- 小柱(1) 環境教育・学習の推進
- 小柱(2) 排出事業者・処理業者における人材育成の推進
- 小柱(3) 環境関連技術の研究、開発の推進

中柱は、一般廃棄物・産業廃棄物という廃棄物の種類による分類から、3Rのうち、**2R（排出抑制・再使用）とリサイクル（再生利用）等**の分類に構成を変更し、小柱についても見直し

大柱Ⅱ 適正処理の推進

中柱1 廃棄物の適正処理の推進

- 小柱(1) 一般廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(2) 産業廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(3) PCB廃棄物の確実な処理
- 小柱(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の促進

PCBについては、処理の道筋が立ったことから小柱に移行

中柱2 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

- 小柱(1) 不法投棄を許さない地域環境づくり
- 小柱(2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進
- 小柱(3) 不法投棄の原状回復に向けた取組

海岸を含めた全県でのクリーン活動の推進に構成を見直し

中柱3 クリーン活動の推進

- 小柱(1) 県民、市町村、事業者等と連携したクリーン活動の推進
- 小柱(2) 情報提供の充実等による普及啓発

大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

改定後の「神奈川県災害廃棄物処理計画」に基づき取組を進める

(6) 計画の進行管理

毎年度、計画目標の値に対する排出量等の実績、各種事業の実施状況について把握し、その結果を県ホームページに掲載する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月 県民意見募集

廃棄物処理法に基づく市町村への意見照会

12月 環境審議会で改定案を審議、審議会会長から知事に答申

令和6年2月 環境農政常任委員会へ改定案を報告

3月 計画改定

《参考資料8》

神奈川県循環型社会づくり計画改定素案

Ⅷ 神奈川県災害廃棄物処理計画の改定素案について

神奈川県災害廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の基本方針に基づく計画であり、災害対策基本法に基づく「神奈川県地域防災計画」の災害廃棄物処理に関する計画としても位置付けられている。

この計画は、2018（平成30）年3月に改定された国の「災害廃棄物対策指針」及び2023（令和5）年4月に策定された国の「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」等を反映する必要があることから、見直しを進めている。

このたび、改定素案を作成したので、報告する。

1 改定の背景等

(1) 現行計画の概要

ア 策定期期

2015（平成27）年の廃棄物処理法改正及び翌年の国の基本方針変更に伴って2017（平成29）年3月に策定

イ 構成

「基本的事項」、「平時の備え」、「発災時の対応」の三部構成

ウ 趣旨

発災時に市町村が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な県の役割等を取りまとめたものとして策定

(2) 国等の動向（2017（平成29）年3月以降の状況の変化）

ア 国の動向

| 年月 | | 内容 |
|-------|----|---|
| 2018年 | 3月 | 災害廃棄物対策指針改定 【内容】廃棄物処理法等の改正を受けた災害廃棄物処理計画や災害廃棄物対策指針の位置付けの変化等への対応、近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応や平時の備えの充実 |
| | 3月 | 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画（関東ブロック）の策定 |
| 2020年 | 8月 | 災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル策定 |
| 2021年 | 3月 | 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きの改定 |

| | | |
|-------|-----|---|
| | | 【内容】水害を考慮した仮置場の候補地の選定、平時における住民への事前周知、災害ボランティアに係る社会福祉協議会等との連携、様式の追加 |
| 2022年 | 6月 | 防災基本計画改定 【内容】最近の災害対応の教訓、関係法令改正等を踏まえた修正 |
| | 7月 | 環境省防災業務計画改定 |
| | 11月 | 災害関係業務事務処理マニュアルの改定 【内容】事務手続きの簡素化（契約関係書類等の提出不要等） |
| 2023年 | 1月 | 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料の改定 【内容】災害ボランティアとの連携方法、解体撤去及び広域処理に係る手順及び貴重品の取扱いについての様式集等の追記 |
| | 4月 | 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインの策定 |
| | 4月 | 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料の改定 【内容】災害廃棄物発生量推計式の追加、仮置場の整備や管理・運営の概略手順を整理 |
| | 6月 | 廃棄物処理法に基づく基本方針（環境大臣）変更 |
| | 6月 | 廃棄物処理施設整備計画の改定 |

イ 県の動向

| 年月 | | 内容 |
|-------|----|--|
| 2020年 | 3月 | 神奈川県災害時広域受援計画の改定 【内容】過去の災害の教訓（国や民間団体と連携した物資受入、市町村への供給体制の強化等）の反映、国計画（首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画）等の反映 |
| 2022年 | 3月 | 神奈川県循環型社会づくり計画の改定 ※「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を別冊として策定 |
| | 3月 | 神奈川県地域防災計画の改定 【内容】災害対策基本法等の改正（避難指示に一本化）等の反映 |
| | 6月 | 神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアルの改正 【内容】国の災害廃棄物対策指針の改正や、近年の災 |

| | | |
|-------|----|-----------------------|
| | | 害で顕在化した課題等を反映 |
| 2024年 | 3月 | 神奈川県循環型社会づくり計画の改定（予定） |

(3) 近年の県内災害廃棄物の処理状況

令和元年台風15号（房総半島台風）及び19号（東日本台風）により、県内11市町が被災し、6万トンを超える災害廃棄物が発生した。

2 改定のポイント

- 水害については、災害廃棄物の推計に係る内容を追加するほか、気象予報等によりある程度の予測が可能であるため、災害発生懸念時における事前対応を新たに加えるなど、水害を想定した対応を強化する。
- 国の災害廃棄物処理支援ネットワークを通じた情報提供や、災害ボランティアセンターとの連携を新たに位置づけるなど、近年における全国的な災害対応の状況を踏まえつつ、仮置場の利用、運営・管理に係る具体的な内容を記載するなど、本県の実情に応じた見直しを行う。

3 改定素案の概要

(1) 基本的事項

対象とする廃棄物の定義を見直すとともに、災害廃棄物発生量の推計に水害による災害廃棄物を追加する。

(2) 平時の備え

- 市町村は、住民や事業者に対して、被害を最小化し片付けごみ（※）の発生量を抑えるための対策等について、ホームページや広報紙等を通じて周知を行う。

※ 住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるごみ

- 県は、市町村に対し、住民等への事前周知について、情報提供、助言その他支援を行う。

(3) 発災時の対応

ア 事前対応（災害発生懸念時）

- 主に水害を想定した対応として、災害発生懸念時における事前対応を追加する。
- 県及び市町村は、組織体制の確認や関係事業者団体への情報提供、県民等への呼びかけを行う。
- 県は、市町村への情報提供、助言その他支援を行う。

イ 初動対応（発災後数日間）

- 県は、被災（受援）市町村への協力・支援のために、国の災害廃棄物処理支援ネットワークを通じた情報提供を行う。
- 市町村は、相互援助協定等に基づき、協力・支援側及び被災側（受援側）の両者の観点から体制の準備を行う。
- 市町村は、災害ボランティアセンターと連携し、被災家屋の片づけ等の円滑な処理に取り組む。

ウ 応急対応（発災後3か月程度）

- 災害廃棄物の発生量及び仮置場の面積の推計方法について、国の技術資料の更新を踏まえて修正する。
- 仮置場の運営・管理に当たり、一次・二次仮置場における具体的な対応を明示するとともに、運営・管理上の留意事項として、搬入量・搬出量の把握、早期搬出と仮置場の整理整頓、便乗ごみの防止等を追加する。
- 災害廃棄物の処理において、水害等により発生する廃棄物の特性（水が引いた直後から片付けごみの搬出が始まるため、迅速な対応が必要となることや、また、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があること）を明示する。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|-------------------|
| 令和5年10月 | 県民意見募集、市町村等への意見照会 |
| 12月 | 環境審議会で改定案を審議 |
| 令和6年2月 | 環境農政常任委員会へ改定案を報告 |
| 3月 | 計画改定 |

《参考資料9》

神奈川県災害廃棄物処理計画改定素案

IX 神奈川県海岸漂着物対策地域計画の改定素案について

神奈川県海岸漂着物対策地域計画は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく法定計画であると同時に、海岸漂着物対策を推進する廃棄物分野の部門別計画でもある。

この計画は、2011（平成23）年3月の策定から既に10年以上が経過しており、法改正など国の状況の変化や県の関連計画の策定などの状況を踏まえ、計画の改定を行うこととし、このたび改定素案を作成したので、報告する。

1 改定の背景等

(1) 現行計画の概要

ア 重点区域

横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸（港湾施設及び漁港施設を除く。）、河川河口部及び海岸砂防林（延長約150km）

イ 計画期間

設定なし

ウ 基本方針

- 海岸清掃の一元化や総合的な海岸美化を推進するため、公益財団法人かながわ海岸美化財団（以下「美化財団」という。）による海岸清掃を基本とする。
- 関係機関が連携して、3Rや廃棄物の不適正処理・不法投棄の防止の取組を推進する。
- 美化財団による海岸美化に関する普及啓発、美化団体による交流の促進、支援及び助成並びに海岸美化に関する調査・研究を展開する。

(2) 国等の動向

ア 国の動向

- 2009（平成21）年の法施行後も国内外から流れてきた多くの海岸漂着物等が存在し、沿岸海域へ流出した漂流ごみ等により海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。また、近年ではマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について国際的な関心が高まり、世界規模の問題となっている。
- 2018（平成30）年の法改正に伴い、2019（令和元）年に法に基づく国の基本方針が変更され、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となった取組の推進や、漂流ごみ等及びマイクロプラスチックの排出

抑制に関する事項等が追加された。

イ 県の動向

- 2018（平成30）年に鎌倉市の由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが海岸に打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されたことを契機に、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表した。
- 2030（令和12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラスチックごみをゼロにすることを目標としている。
- 2023（令和5）年に、「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、プラスチックの3R+Renewableに係る取組を進めるため、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定した。
- プラスチック使用製品の使用の合理化の促進、プラスチックの再生利用等の促進及びクリーン活動の拡大等を重点方策に位置付け、取組を推進する。

(3) 海岸漂着物等の現状と課題

ア 現状

- 相模湾沿岸では、多くのごみが河川を通じて海岸へ漂着しており、海岸漂着物等には、流木や木屑等の自然物に加え、ペットボトルやビニール袋、たばこのフィルター等の生活系ごみが多く含まれている。
- 海岸漂着物の処理量（美化財団が回収し、処理が行われた量。海藻は含まない。以下同じ。）は、近年、概ね横ばい傾向で推移している。
- 美化財団が1992（平成4）年から1995（平成7）年に行った海岸漂着物の調査によると、海岸漂着物の約7割が内陸地域から河川を通じて流出していることが判明している。
- 不法投棄やポイ捨てされたごみは、降雨により河川に流出し、海岸に集まることがある。県内の不法投棄量、不法投棄箇所数は、近年、横ばい傾向で推移している。
- 県では2017（平成29）年度以降マイクロプラスチックの発生源を把握する調査を実施しているが、その結果から、相模湾に漂着するマイクロプラスチックは、外洋から運ばれてくるものよりも、内陸から河川を通じて流出してくるものの影響の方が大きいと推察されている。
- 県が2019（令和元）年から県内4地点の海岸において海岸漂着物の組成調査を行った結果、人工物のうちプラスチックごみの割合は

多い地点では5割、少ない地点では1割程度である。

- 漂流ごみ等は、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋環境に影響を及ぼすことがある。

イ 課題

- 相模湾沿岸の海岸漂着物の処理量は、概ね横ばいで推移しており、美化財団によると、人工ごみのうちプラスチックごみの割合が1992（平成4）年～1994（平成6）年の調査結果（40.9％）に比べて、2016（平成28）年～2018（平成30）年の調査結果（57.1％）では約1.4倍に増加している。
- マイクロプラスチックによる海域の生態系への影響が懸念されており、プラスチックごみの削減及び公共用水域への流出を防止することが必要である。
- 不法投棄の量や不法投棄箇所数は、近年横ばいで推移しており、不法投棄の撲滅に向けて、市町村、関係団体、事業者等との連携を図る必要がある。
- 漂流ごみ等については、海岸における美化推進の観点はもとより、港湾施設や漁港施設の管理上の観点からも、施設管理者との協力体制の構築が必要である。
- 美化財団による相模湾沿岸における海岸漂着物の回収処理のみならず、内陸部と沿岸域が一体となった、更なる発生抑制対策をより推進していくことが必要となる。

2 改定のポイント

- 海岸漂着物等は山、川、海へとつながる流れを通じて海岸に漂着したものであるため、内陸部の市町村や河川管理者の役割を明確化し、内陸部と沿岸域が一体となった、更なる発生抑制対策を推進する。

⇒内陸部の市町村等の役割を明確化

- 港湾施設及び漁港施設（横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸に所在するものに限る。以下同じ。）の管理者との連携協力を進め、沿岸域における切れ目のない円滑な処理や発生抑制対策の推進を図る。

⇒港湾施設及び漁港施設との連携協力

- 漂流ごみ等を海岸漂着物等に追加することに伴い、日常的に海域を利用する漁業者等の自主的な協力を得るなど、円滑な処理の推進を図る。

⇒漂流ごみ等の円滑な処理

- 県は、ごみの散乱防止などの周知啓発等に努めるとともに、排出実態

を把握する調査に取り組み、事業者等は、プラスチックが環境中へ流出しないよう、製品等を適正に管理する等の対策を行う。

⇒マイクロプラスチック対策

3 改定素案の概要

(1) 目指す姿

- 重点区域においては、美化財団が中心となって一体的な清掃活動を行うという本県の強みを最大限に活かしつつ、流木や海藻を除いた人工ごみについて、円滑な処理と発生抑制対策を進める。
- また、港湾施設及び漁港施設、内陸部における市町村といった重点区域以外の地域においても、一体となった発生抑制対策を進め、人工ごみのない美しいかながわの海岸を目指す。
- プラスチックごみについては、「かながわプラごみゼロ宣言」や「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」の趣旨を踏まえ、排出抑制を実施したうえで再使用・再生利用を進め、それでも環境中に流出してしまったプラスチックごみは、クリーン活動の拡大等により回収する。
- また、プラスチックごみ以外の金属類等他の人工ごみについても、環境中へ流出しないよう排出抑制を進める。

(2) 計画期間

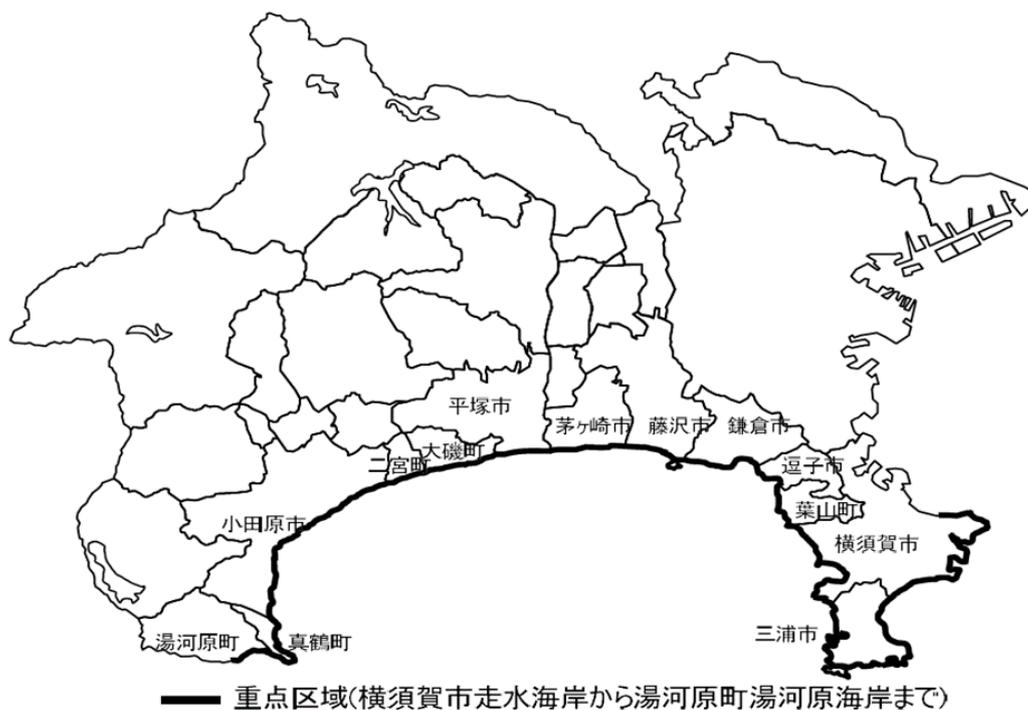
2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とする。

※計画期間において、関連する次の事項について各年度の結果を把握した上で、今後の必要な取組を検討する。

- ・海岸漂着物の処理量
- ・海岸清掃ボランティア参加者数
- ・海岸漂着物の組成

(3) 重点区域

- 重点区域は、現行計画と同様、横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸（港湾施設及び漁港施設を除く。）、河川河口部及び海岸砂防林（延長約150km）とする。
- 重点区域が設定されている沿岸 13 市町以外の内陸部の市町村等も含め、発生抑制対策の取組を進める。
- 漂流ごみ等の発生により、漁業や観光業などに支障を及ぼす場合があるため、港湾施設及び漁港施設の管理者による漂流ごみ等への対応に関して、県及び沿岸 13 市町は、情報提供等の必要な協力を行う。



(4) 改定事項の概要

ア 内陸部の市町村等の役割を明確化

- 海岸漂着物等は山、川、海へとつながる流れを通じて海岸に漂着したものであるため、内陸部と沿岸域が一体となって発生抑制対策に取り組むよう、内陸部の市町村等の役割を明確化する。
- 内陸部の市町村は、清掃活動や集積場等からの身近なごみの流出・飛散の防止、不法投棄・ポイ捨ての撲滅、河川管理者による河川ごみの回収等を一層推進するとともに、県民一人ひとりが自分事として捉え、行動することが必要であることについて、イベントや講習会、各種広報媒体等を通じ、機会を捉えて普及啓発を行うなど、海岸漂着物等の削減に努める。
- 河川管理者は、管理する河川区域の清掃を行うとともに、不法投棄の禁止、ごみの持ち帰りの呼びかけ等の普及啓発活動の取組を一層推進することにより、海岸漂着物等の削減に努める。

イ 港湾施設及び漁港施設との連携協力

- 港湾施設及び漁港施設の管理者は、県、市町村、関係団体等と連携協力をし、管理する港湾・漁港の一層の清掃活動の推進に努め、沿岸域における切れ目のない海岸漂着物対策に取り組む。
- 県や沿岸13市町、関係団体等は、海岸漂着物対策に資する情報を港湾施設及び漁港施設の管理者と積極的に共有するなどの支援を行う。

ウ 漂流ごみ等の円滑な処理

- 漂流ごみ等は、従来から実施している沿岸域における清掃活動等により処理することは困難であることから、日常的に海域を利用する漁業者等の自主的な協力を得るとともに、沿岸 13 市町及び漁港施設の管理者が協力して、漁業者等が自主的に回収した漂流ごみ等を引き取って処分を行うなど、円滑な処理の推進を図る。

エ マイクロプラスチック対策

- マイクロプラスチックは微細で回収・処分が困難であることから、県は、プラスチックごみが意図せず環境中に排出されないよう、ごみの散乱防止などの周知啓発等に努めるとともに、排出実態を把握する調査に取り組む。
- 事業者等は、プラスチックが環境中へ流出しないよう、製品等を適正に管理する等の対策を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和 5 年10月 県民意見募集、市町村等への意見照会
- 12月 環境審議会で改定案を審議
- 令和 6 年 2 月 環境農政常任委員会へ改定案を報告
- 3月 計画改定

《参考資料10》

神奈川県海岸漂着物対策地域計画の改定素案

X かながわ生物多様性計画の改定素案について

生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略として、2016（平成28）年3月に策定した「かながわ生物多様性計画」（以下「本計画」という。）を改定することとし、改定にあたっての基本方針を令和5年6月に当常任委員会で報告した。

このたび、本計画の改定素案を作成したので報告する。

1 改定の背景等

(1) 現行計画の概要

ア 策定時期

2016（平成28）年3月

イ 構成

「生物多様性の保全をめぐる動き」、「計画の基本的な考え方」、「生物多様性の現状と課題」、「課題への取組」の四部構成とし、県土を生態系に応じた6つのエリアに区分して取組等を記載。



(2) 国等の動向

ア 国際動向

2022（令和4）年12月、「国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、新たな世界目標である「昆明－モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」ことや、2030（令和12）年までに陸と海の少なくとも30%以上を保全する「30by30」等が合意された。

イ 国の動向

2023（令和5）年3月に新たに「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を目指して、自然を活用した社会課題の解決等の基本戦略や「30by30」等の行動目標、保護地域でなくとも生物多様性の保全に資する地域を登録する「自然共生サイト」の仕組みなどを示した。

(3) 生物多様性の現状と課題

ア 現状

これまでの取組により、丹沢エリアにおける林床植生の一部回復、

山麓の里山エリアにおける里地里山の保全、都市・近郊エリアにおける県民参加の緑地保全、「生物多様性」という言葉の県民への浸透など、一定の成果が得られている。

イ 課題

- ブナ林等の保全・再生や沿岸の藻場の再生、野生鳥獣との棲み分けなど、生物多様性を保全するための取組は、長期にわたる継続的な取組が必要である。
- 外来生物の侵入及び分布拡大による生態系への影響が懸念されることから、外来生物の分布状況の把握や防除対策が必要である。
- 2022（令和4）年度に実施した県民ニーズ調査では、生物多様性のために何らかの行動をしていると答えた人の割合は48.8%にとどまっており、県民の保全行動を促進していくことが必要である。

2 改定のポイント

(1) 新たな国家戦略との整合

新たな国家戦略において「30by30」等の行動目標が示されたことから、本計画では、「広域的な緑地保全の方向性」として、法制度を活用した緑地保全に加え、トラスト緑地など法制度によらない仕組みも活用しながら生物多様性の保全を図る。

(2) 広域的な緑地保全に係る記載の充実

生物多様性の保全に資する各緑地制度に基づく緑地の面積、分布を地図や表で見やすく明記するとともに、それぞれの緑地の特性が分かるよう記載を充実した。

(3) 県民の保全行動の促進に向けた取組の強化

各主体の生物多様性保全のための行動や自然共生サイトの申請に向けて、ニーズに合わせたオーダーメイド型の取組支援や民間企業と連携した情報発信を行う。

(4) 目標の達成度合いを示すK P I の設定

計画が掲げる2つの目標に対して数値目標を定め、その達成度合いを示す指標（Key Performance Indicator 以下「K P I」という。）を新たに設定し、計画の推進に伴う状況変化を把握する。

3 改定素案の概要

(1) 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とする。

(2) 対象地域

神奈川県全域

(3) 目標

生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組む。

(4) 取組

ア 県土のエリアに即した取組

(ア) 丹沢エリア

ブナ林の立ち枯れやニホンジカによる林床植生衰退などの自然環境の劣化からの再生を目指して、ブナ林等の保全・再生やニホンジカの管理、自然公園の適正利用を図るための取組などを進める。

(イ) 箱根エリア

箱根山地等の景観と生態系の保全などを図るため、自然公園の適正利用を図る取組を進めるとともに、公益的機能の発揮を目指した森林整備やニホンジカ・ニホンザルの管理などの取組を進める。

(ウ) 山麓の里山エリア

農業の有する多面的機能と農林業の営みを維持するため、里地里山の保全等の促進や野生鳥獣対策、市町村等による森林整備への支援、里山の自然環境を生かした都市公園の整備などを進める。

(エ) 都市・近郊エリア

都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の整備や管理運営を行うとともに、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全などの取組を進める。

(オ) 三浦半島エリア

三浦半島に残された自然を保全するため、多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいの場の提供、特定外来生物の防除などの取組を進める。

(カ) 河川・湖沼及び沿岸エリア

生きものにとって、かけがえのない生息・生育環境となっている河川・湖沼及び沿岸域を保全していくため、生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進める。

イ 生物多様性の保全に資する広域的な取組

(ア) 広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全

市町村と連携して法令による地域指定や都市公園の整備など地域の特性等に応じた手法を選択し、緑地等の保全を図る。

(イ) 野生鳥獣との共存を目指した取組

農林業被害や生活被害、人身被害など人と野生鳥獣との軋轢（あつれき）を軽減していくため、地域住民や市町村などが主体の取組

を促進する。

(ウ) 外来生物の監視と防除

外来生物の侵入に係る情報収集や防除対策の取組事例などの情報提供を行い、地域住民等が主体となった外来生物の防除活動を促進する。

(エ) 生物多様性への負荷を軽減する取組

法令・制度に基づく開発調整や環境影響評価など、事業に伴う生物多様性への負荷を軽減するための取組を進める。

ウ 生物多様性の保全のための行動の促進

関係機関との連携による生物多様性に係る情報収集・発信、県民や事業者など多様な主体による取組への支援等を行うとともに、自然環境が実感できる場を提供するなど環境教育・学習を推進する。

(5) 推進体制と進行管理

ア 取組状況の把握と公表

計画の取組状況について、県民に向け分かりやすく公表する。

イ 庁内推進体制及び市町村との連携

関係各課等を構成員とした庁内連携会議を設置し、庁内の情報共有や必要な調整等を行うとともに、市町村との連絡会議などの場を設け、生物多様性に関する取組事例の情報交換などを行い、市町村と連携して取組を進める。

ウ 計画の推進に関する検討会の設置

学識者、市民団体等と計画の推進方法、進捗状況について情報交換・意見交換する検討会を設置し、助言や提案も得ながら取組を推進する。

エ 生物多様性に関する情報共有の仕組み検討

生物多様性に関する情報を有する県・市町村・外部機関等と情報を共有し、生物多様性保全の取組に活用できるしくみを検討する。

(6) 指標

【KPI 1】 陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合

| 現状値 (2022年) | 目標値 (2030年) |
|------------------------|------------------------|
| 32.13 % (77,643 ha) | 32.20 % (77,800 ha) |

【KPI 2】 生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合

| 現状値 (2022年) | 目標値 (2030年) |
|-------------|-------------|
| 48.8 % | 60.0 % |

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|------------------------|
| 令和5年10月 | 県民意見募集、市町村への意見照会 |
| 令和6年1月 | 自然環境保全審議会自然保護部会へ改定案を報告 |
| 2月 | 環境農政常任委員会へ改定案を報告 |
| 3月 | 計画改定 |

《参考資料11》

かながわ生物多様性計画改定素案

XI 神奈川県立のビジターセンターの指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、神奈川県立のビジターセンター（秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンター）については、令和6年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集等について報告する。

1 施設の目的・概要

(1) 設置目的

県立秦野ビジターセンター及び県立西丹沢ビジターセンターは、県民に丹沢大山国定公園及び神奈川県立丹沢大山自然公園の地形、動物、植物、歴史などの学習の場及び適正で安全な自然との接し方などの情報を提供することにより、県民の保健、休養及び自然環境への理解に資することを目的としている。

(2) 施設概要

| 施設 | 概要 | 現指定管理者 |
|---------------|--|------------------------|
| 県立秦野ビジターセンター | 設置年月：平成9年7月 所在地：秦野市堀山下1513 ※神奈川県立秦野戸川公園パークセンター内 構造：RC2階建 ※1階の一部 延床面積：265.3 m ² | 公益財団法人 神奈川県 公園協会 |
| 県立西丹沢ビジターセンター | 設置年月：昭和48年8月 所在地：足柄上郡山北町中川867 構造：木造平屋 延床面積：162.0 m ² | |

2 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況を総括したところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

自然への関心度や登山技術に応じた様々な自然に親しむ講座などのプログラムが実施されるとともに、両施設の情報を統合した「丹沢のビジターセンター」ホームページのほか、ブログやSNSによる情報発信を行っている。また、指定管理者が発行している広報媒体などを活用するとともに、発信先に応じて情報発信するなど、工夫している。こうした利用者へのサービス向上により、利用促進が図られており、指定管理者制度による管理

運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

〈参考1〉指定管理業務に係る収支状況（単位：千円、％）

| 年度 | 収入 a | 支出 b | 収支差額 c=a-b | 収支差額率 c/a×100 |
|------|-------------------|---------|---------------|------------------|
| 令和2年 | 45,939 (45,771) | 45,573 | 366 | 0.80 |
| 令和3年 | 45,481 (45,481) | 45,390 | 91 | 0.20 |
| 令和4年 | 45,481 (45,481) | 45,469 | 12 | 0.03 |
| 合計 | 136,901 (136,733) | 136,432 | 469 | 0.34 |

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有・無

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る費用負担の増

令和2年度：年額+290千円

※括弧は内数で、「指定管理料」を示す。

〈参考2〉県内中小企業者や障害者雇用企業等への優先的な発注（平成30年度～令和4年度）

| 発注先 | 提案した具体的な優先発注業務 | 件数 (実績) | 金額 (実績:千円) | 提案があったのに実績がない理由及び今後の対応 |
|----------|----------------|------------|---------------|------------------------|
| 県内中小企業者 | 浄化槽法定点検業務 | 5 | 106 | — |
| | 浄化槽清掃業務 | 5 | 2,359 | — |
| | 浄化槽保守点検委託業務 | 3 | 356 | — |
| 障害者雇用企業等 | 無 | — | — | — |

3 募集の方法

公募により募集する。

4 指定期間

5年間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）とする。

5 募集単位

県立秦野ビジターセンター及び県立西丹沢ビジターセンターとする。

両施設は、県民の自然環境への理解に資することを目的として、自然公園に関する情報提供などの共通の業務を行っている施設であることから、

複数の施設を一体的に運営することにより、より効果的・効率的な自然公園に関する情報提供が期待できるため、2つの施設をもって1つの募集単位とする。

6 選定基準の考え方

- (1) 指定管理者に求める能力・内容
 - ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
 - イ 施設の維持管理
 - ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
 - エ 事故防止等安全管理
 - オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
 - カ 人的な能力、執行体制
 - キ 財政的な能力
 - ク コンプライアンス、社会貢献
 - ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
 - コ これまでの実績
- (2) 選定基準の作成に当たって重視する視点
 - ア 指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等
 県民の保健、休養及び自然環境への理解に資する施設としての目的を踏まえた、指定管理業務全般を通じての団体等の総合的な運営方針、考え方
 - イ 利用促進のための取組、利用者への対応
 県立秦野ビジターセンター及び県立西丹沢ビジターセンターの一体運営により展開する、利用促進のための企画・取組
 - ウ 地域と連携した魅力ある施設づくり
 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容
- (3) 選定基準の配点割合
 サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、
 団体の業務遂行能力：25点

7 外部評価委員会委員（案）

| 氏名 | 性別 | 職業 | 分野 | 本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名) | 選定理由 |
|-------|----|--------------|-------|------------------------------|---|
| 町田 怜子 | 女 | 東京農業大学 教授 | 学識経験者 | 無 | 自然公園等における持続的観光などについて、造詣が深く、ビジターセンターに係る研究も行っている。 |

| | | | | | |
|-------|---|----------------------------|-----------------|--|---|
| 内田 俊夫 | 男 | 公認会計士・ 税理士 | 経理に関する識見を有する者 | 有 (神奈川県立相模湖交流センター指定管理者外部評価委員会、神奈川県立ビジターセンター指定管理者外部評価委員会) | 経理に関する深い識見を有している。 |
| 城田 孝子 | 女 | 弁護士 | 法務に関する識見を有する者 | 有 (神奈川県立 21 世紀の森外部評価委員会、宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会、神奈川県立ビジターセンター指定管理者外部評価委員会) | 法務に関する深い識見及び労務管理に関する深い識見を有している。 |
| 高島 眞美 | 女 | 社会保険労務士 | 労務管理に関する識見を有する者 | 有 (宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会、神奈川県立大船フラワーセンター指定管理者外部評価委員会) | 労務管理に関する深い識見を有している。 |
| 久保 重明 | 男 | NPO 法人かながわ森林インストラクターの会元理事長 | 施設の事業内容に精通した者 | 有 (宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会、神奈川県立ビジターセンター指定管理者外部評価委員会) | 自然観察会及び森林の大切さを伝える学習などの企画に長年携わっており、ビジターセンターが行っている自然環境の普及啓発事業などに精通している。 |

8 今後のスケジュール（予定）

| | |
|---------|-------------------------|
| 令和5年10月 | 外部評価委員会に選定基準(案)について意見聴取 |
| 12月 | 環境農政常任委員会へ選定基準案を報告 |
| 令和6年1月 | 指定管理者の募集を開始 |
| 4月 | 外部評価委員会等による候補者選定を開始 |
| 6月 | 県議会に、指定管理者の指定議案を提出 |
| 令和7年4月 | 指定管理者による管理運営の開始 |

XII 神奈川県漁港管理条例の一部改正について

神奈川県漁港管理条例に基づく占用料は、神奈川県道路占用料等徴収条例、神奈川県海岸占用料等徴収条例及び港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「道路占用料等徴収条例等」という。）に準拠している。

道路法施行令が改正（令和5年4月施行）されたことに伴い、道路占用料等徴収条例等について、令和3年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた占用料の改定などが検討されており、準拠する神奈川県漁港管理条例の改正を検討していることから、その概要について報告する。

1 改正素案の概要

(1) 改正内容

準拠する道路占用料等徴収条例等に合わせて、占用料の額を改正する。

(2) 占用料

ア 漁港施設（別表第2関係）

| 区分 | 単位 | 改正後 | | 現行 | | 準拠 | |
|--------|-------------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|------|
| | | 漁港名 | | 漁港名 | | | |
| | | 三崎 | 小田原 | 三崎 | 小田原 | | |
| 第一種電柱 | 本/年 | 1,630円 | 1,940円 | 1,560円 | 1,880円 | 道路 | |
| 第二種電柱 | | 2,510円 | 2,980円 | 2,400円 | 2,890円 | | |
| 第三種電柱 | | 3,380円 | 4,030円 | 3,240円 | 3,890円 | | |
| 第一種電話柱 | | 1,460円 | 1,740円 | 1,400円 | 1,680円 | | |
| 第二種電話柱 | | 2,330円 | 2,780円 | 2,230円 | 2,690円 | | |
| 第三種電話柱 | | 3,200円 | 3,820円 | 3,070円 | 3,690円 | | |
| その他の柱類 | | 150円 | 170円 | 140円 | 170円 | | |
| 看板 | m ² /年 | 1,330円 | 4,310円 | 1,510円 | 4,730円 | | |
| 標識 | 本/年 | 2,330円 | 2,780円 | 2,230円 | 2,690円 | | |
| 管類 | m/年 | 外径0.07m未満 | 61円 | 73円 | 59円 | | 70円 |
| | | 外径0.07m以上0.1m未満 | 87円 | 100円 | 84円 | | 100円 |
| | | 外径0.1m以上0.15m未満 | 130円 | 160円 | 130円 | | 150円 |
| | | 外径0.15m以上0.2m未満 | 170円 | 210円 | 170円 | | 200円 |
| | | 外径0.2m以上0.3m未満 | 260円 | 310円 | 250円 | | 300円 |
| | | 外径0.3m以上0.4m未満 | 350円 | 420円 | 340円 | 400円 | |
| | | 外径0.4m以上0.7m未満 | 610円 | 730円 | 590円 | 700円 | |
| | | 外径0.7m以上1m未満 | 870円 | 1,040円 | 840円 | 1,010円 | |

| | | | | | |
|----|----------------|---------|---------|--------|--------|
| 線類 | 外径 1 m以上 2 m未満 | 1,750 円 | 2,080 円 | 1,680円 | 2,010円 |
| | 外径 2 m以上 | 3,500 円 | 4,160 円 | 3,350円 | 4,030円 |
| | 上空に設けるもの | 15 円 | 17 円 | 14円 | 17円 |
| | 地下に設けるもの | 9 円 | 10 円 | 8 円 | 10円 |

イ 国有海浜地等（別表第3関係）

| 区分 | 単位 | 改正後 | | 現行 | | 準 拠 |
|---------------------|-------------------|-----------------|---------|--------|--------|--------|
| | | 漁港名 | | 漁港名 | | |
| | | 三崎 | 小田原 | 三崎 | 小田原 | |
| 通路、作業場、材料置場等 | m ² /年 | 250 円 | 270 円 | 230円 | 250円 | 海 岸 |
| 倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょう等 | | 560 円 | 590 円 | 520円 | 550円 | |
| 住宅、事務所及び工場 | | 990 円 | 1,060 円 | 900円 | 970円 | 独 自 |
| 海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー | | 3,000 円 | 3,120 円 | 2,760円 | 3,000円 | 海 岸 |
| 係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱 | 基/年 | 720 円 | 760 円 | 670円 | 700円 | 港 湾 |
| 電柱、電話柱、その他の柱類 | 本/年 | (別 表 第 2 と 同 じ) | | | | 道 路 |
| 鉄塔 | m ² /年 | 1,530 円 | 1,600 円 | 1,400円 | 1,490円 | 海 岸 |
| 看板 | | (別 表 第 2 と 同 じ) | | | | 道 路 |
| 管類、線類 | m/年 | (別 表 第 2 と 同 じ) | | | | 道 路 |

2 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月 条例改正議案を提出

令和6年4月 改正条例の施行